

2025年度版

進路の手引き

山口県立豊浦総合支援学校

目 次

…P 1

…P 3

…P 4

…P 7

…P 9

…P 11

…P 12

- 1 はじめに
- 2 働くことの意味と就労支援について
 - (1) 未来に向かって身に付けたい4つの能力
 - (2) 在学中に身に付けたいこと
- 3 令和7（2025）年度進路指導計画
 - (1) 進路指導目標
 - (2) 学部の進路目標
- 4 キャリア教育の推進
 - (1) 進路指導年間計画
 - (2) 各学部の進路選択
- 5 産業現場等の実習及び進路観養成指導について（高等部）
 - (1) 実習の意義
 - (2) 産業現場等の職場体験実習
 - (3) 校内実習
 - (4) 進路観養成指導

6 障害福祉サービスを利用するためには（平成27年度4月から）

- （1）障害者福祉サービスの利用について
- （2）障害程度区分認定の流れ
- （3）各支援機関の連携による支援の流れ

7 成年後見制度

- （1）成年後見制度の概要
- （2）成年後見制度のしくみ
- （3）「任意後見」について

8 各種障害者手帳

- （1）療育手帳
- （2）身体障害手帳
- （3）精神障害者保健福祉手帳

9 就職・地域生活について

- （1）自動車免許取得について

10 終わりに

* 進路選択のために

◎情報収集…少しでも興味を持ったら資料を集めましょう。

- ・インターネットで調べる
- ・各学校・企業のパンフレットを取り寄せる 等

◎相談…些細なことも担任や進路指導の先生など話しやすい人に相談しましょう。

◎家庭で…日頃からよく話し合い、家庭全体で進路について考え、取り組みましょう。

令和 7年 4 月
進路指導部 作成

1 はじめに

本校では進路指導の重点目標として、生徒の「生活自立」と「社会自立」を2つの柱として、自立に向けてサポートに取り組みます。「生活自立」については、学習指導要領の自立活動にある領域の内の「人間関係の形成」及び「コミュニケーション」に焦点を当てて支援します。「社会自立」については、社会へ直接つながる学習の機会として、産業現場等における実習や進路観養成実習等を行い、生徒の夢の実現を目指して、効果的な支援をします。

児童生徒一人ひとりが、自分に最も適した進路選択をするためには、本人と保護者の希望を十分に尊重するとともに、自己の能力や適性をよく知ることや自己の能力をより一層のばす努力をすることが必要です。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、平成23年に障害者基本法の改正、平

成24年に障害者総合福祉法の改正、平成25年障害者雇用促進法改正、障害者差別解消法が制定されました。平成26年には「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害者を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。おもな改正点は以下4点です。

- (1) 障害のある人の範囲に「難病等」「発達障害」が加えられた。
- (2) 障害の程度の判断に心身の状態を配慮できる「障害支援区分」を創設した。社会的障壁に対し合理的配慮を障害者福祉サービスとして提供する体制を整備した。
- (3) 障害者に対する支援として、重度肢体不自由等で常時介護を要する重度訪問介護の対象を拡大した。共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化した。
- (4) 障害福祉サービス等の提供する体制づくりやサービス等を確保するための方策を示す実施計画を作成する。（特定相談支援事業体制の整備および強化。）

発達障害も法の対象となることを明確にし、必要なサービスを利用しやすくなりました。

このような変化に対応して迅速な情報収集と正確な現状分析を行うことで、しっかりとした進路の希望を持つことができます。自己実現の道をひらいていくために必要なことが何なのかを明確にすることは、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒一人ひとりの卒業後の「社会自立」「生活自立」「就労支援」と関連しています。

本校の進路指導は、お子さんや保護者の将来への希望を大切にし、本人の夢の実現をめざして支援をしています。

2 働くことの意味と就労支援について

(1) 未来に向かって身に付けたい4つの能力

ア 人間関係形成・社会形成能力

◎他者を理解しよう

友達のよさや気持ちを理解し、互いに認め合うことを大切にしながら行動していこう。

◎良好な人間関係を築こう

身近な仲間だけでなく、新しい仲間の輪を広げよう。いろいろな活動に積極的に参加し、多くの人と接しながら、チームを組んで互いに助け合おう。

イ 自己理解・自己管理能力

◎自分を知ろう

自分が「したいこと」「できること」を理解し、しっかりと自分と向き合いながら、自分のよさを伸ばそう。

◎自分の役割を考えよう

社会が自分に「求めていること」を考えながら、困難なことにも果敢に挑戦しよう。

ウ 課題対応能力

◎問題意識を持って自分の役割に取り組もう

自分の役割を果たしていく上で、課題となることを発見し、様々な情報を活用して解決の方法を考えよう。

◎目標を立て、計画的に取り組もう

発見した課題を解決するために、目標を定め計画的に取り組もう。

エ キャリアプランニング能力

◎「学ぶこと・働くこと」の意義を理解しよう

自分の将来についてじっくり考え、様々な情報を取捨選択・活用して主体的に考えよう。

◎責任を持って選択・決定を理解しよう

自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行おう。

社会的自立のためには、保護者の方の企業・福祉施設との連携や協力は大変重要です。「自分ができること」「意義を感じること」「したいこと」について社会のしくみを理解しながら自分の思考や感情を意識したうえで成長のために学ぼうとする力を育みましょう。

(2) 在学中に身に付けたいこと

ア 基本的生活習慣をしっかり身に付ける

基本的生活習慣は、日常の反復実践で確立します。生活リズムを整えることをはじめ、挨拶、返事、言葉遣い、身だしなみ、食習慣、時間を守る習慣等、家庭生活や学校生活の中で身に付ける努力をしましょう。

イ 体力、作業能力を身に付ける

就労等による勤務時間は職種によって異なりますが、8時間労働が基本です。継続して労働ができる体力や集中力が求められます。普段から、精神力や体力を高め、報告（ホウ）・連絡（レン）・相談（ソウ）等のコミュニケーション力や作業能力の向上を目指しましょう。

ウ 基礎学力を身に付ける

社会的自立を目指すには、一般常識や国語、数学、金銭感覚等の基礎的な社会生活能力を身に付けることも必要です。学ぶ力や指示の内容を理解する力、わからないことを質問する力等を伸ばしましょう。

3 令和7（2025）年度進路指導年間計画

(1) 進路指導目標 （学校評価重点目標）

児童・生徒一人ひとりの自己実現に応じた進路指導の充実を図る。

(2) 学部の進路目標

ア 小学部

(ア) 基本的生活習慣を身に付ける。

(イ) 基礎学力の向上を目指す。

(ウ) 社会性やコミュニケーション能力を育成する。

イ 中学部

- (ア) 目標をもって課題に積極的に取り組む。
- (イ) 本校卒業後の進路に興味を持ち、自分の問題として捉える。
- (ウ) 社会生活を営む上での知識や理解を深める。

ウ 高等部

- (ア) 他者の個性を尊重しながら、自己の個性を発揮する。
- (イ) 様々な人々とコミュニケーションを図り、協力してものごとに取り組む。
- (ウ) 自分の役割を果たしていくうえでの課題を、発見・分析していく。
- (エ) 適切な計画を立てて、課題を処理し、解決していく。
- (オ) 自分が「したいこと」「できること」について、社会との関係を保ちつつ、主体的に取り組む。
- (カ) 自分の役割を理解し、進んで学ぼうとする。
- (キ) 自分の将来についてじっくり考え、様々な情報を取捨選択・活用して主体的に考えていく。
- (ク) 自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行う。

4 キャリア教育の推進

(1) 進路指導年間計画

ア 小学部

居住地校復帰

- a 健康が回復し、主治医の許可があれば、居住地校に復帰することができます。
- b 居住地校に帰るために次のことを目標にしています。
 - ・ 積極的に病気を改善・克服しようとする意欲や態度を育成する。
 - ・ 基礎学力の充実を図る。
 - ・ 基本的生活習慣を身に付け、集団適応能力を向上する。
 - ・ 個性を伸長する。
- c 体験通学を行うに当たっては、次のことが必要です。
 - ・ 人間関係作りや、健康管理などに対して、前向きであること。
 - ・ 教科学習に対して、意欲、態度等、前向きであること。
- d 居住地校復帰をスムーズにするために、家庭での精神的な支援や援助は、子どもたちが、がんばろうとするエネルギー源になります。

イ 中学部

(ア) 卒業後の進路選択について

- a 高等学校（公立・私立）

将来、職業に就くために必要な知識や技術を得るだけでなく、これからの社会を生きていく力を身に付けるための教育活動が行われています。全日制・定時制・通信制があり、学科では普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科（商業・工業・家政・理数・英語・体育・総合学科等）があります。また、それぞれに単位制・学年制・選択制等と教科目の履修方法の違いがあります。学校間連携実施校（自分の学校にない科目を他の高等学校で学習し、その成果が自分の学校の単位として認められるしくみのある学校）、総合選択制高校（自分の所属する学科やコース以外の他の学科などで開設されている科目が選択できる学校）などがあります。
- b 総合支援学校高等部

生徒一人ひとりの障害や病気の状態に応じ、より専門性の高い教育を行う学校です。
- c 高等専門学校

工業や商船に関する専門教育が行われており、中堅技術者の育成を目的としています。大学進学希望者には編入学の道も開かれています。
- d 専修学校

各種学校の中で、入学資格や修業年限、授業時数などが一定の条件を満たしている学校です。社会の要請や生徒の適性に応じて、比較的短期間に職業や生活に必要な技能が取得でき、中卒者に対しては、医療、衛生、職業実務、服飾、文化、教養等の分野があります。資格が取得できるものもあります。
- e 各種学校

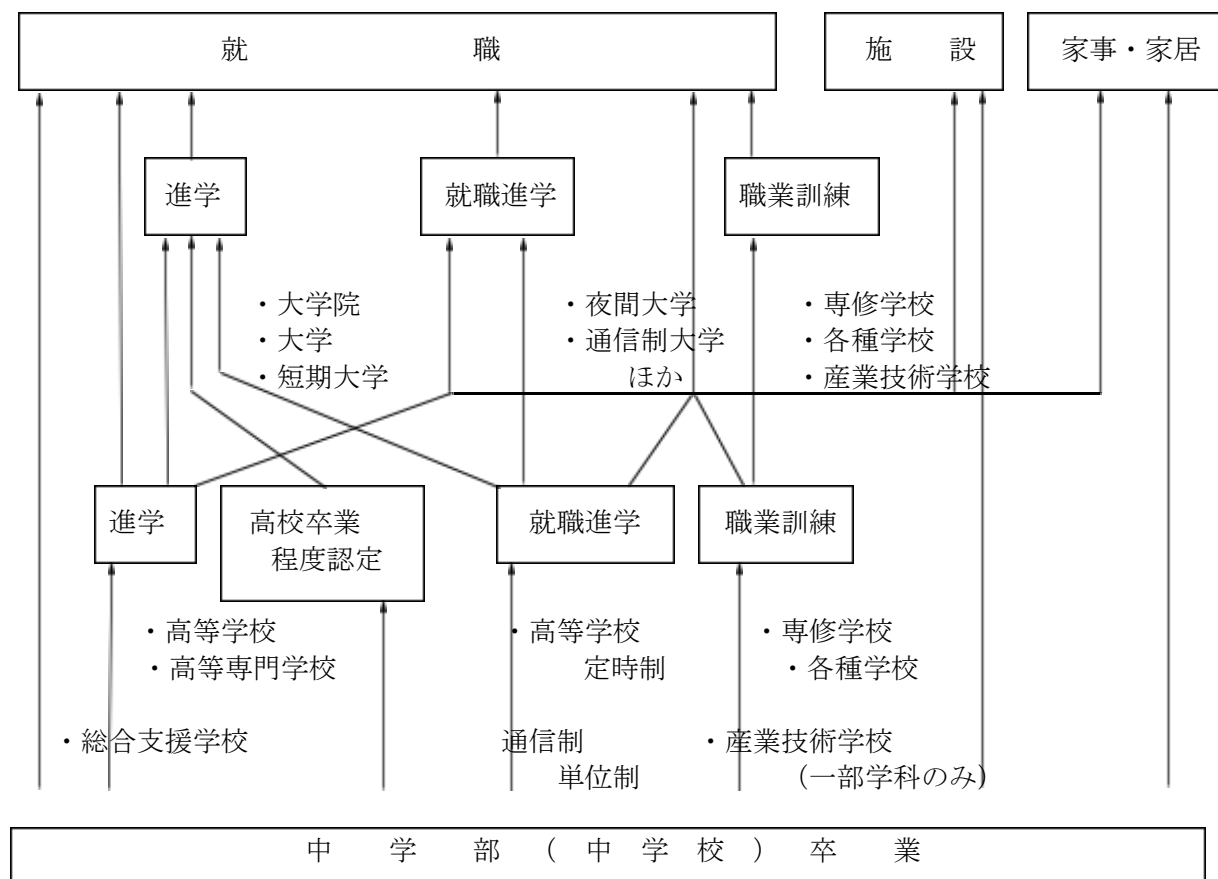
目的・内容は専修学校とほぼ同じですが、修業年限や授業時数などはやや緩やかな学校です。専修学校では認められない教育課程を独自にとっています。
- f 高等産業技術学校

技能工の養成を目的として厚生労働省が設けた学校で、実習を主として職業訓練が行われています。中卒者に対しては、建築、左官、タイル施工、インテリア木工、溶接等の種目が設けられています。

(イ) 中学部（中学校）卒業後の進路コース

卒業後の進路コースは下図のように、いろいろ考えられます。

希望先に到達する道も一つとは限りません。



ウ 高等部の卒業後

(ア) 進学について

大学や短大・専門学校へ進学する場合は、学校推薦型選抜（公募制・指定校制）総合型選抜・一般選抜・大学入学共通テスト利用入試などがあります。毎年7月31日までに各大学等から個別学力検査等の募集要項が発表されます。

(イ) 就労について

就労については、どの事業所も実力本位で評価を行い、「仕事ができるのであれば採用する」という即戦力が求められています。そのため、卒業後すぐに採用となるケースの他に、「諸制度」を活用し、卒業後も一定期間様子を見てから採用を判断しようとする事業所も増えています（ジョブコーチ・トライアル雇用など）。

また、障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度は、事業主が障害者の雇用に当たって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、これらの事業主に対して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の予算の範囲内において助成金を支給して事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

精神障害者総合雇用支援は、雇用事業主に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を行います。

希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、令和6年4月以降、民間企業における障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

(ウ) 障害者の雇用促進への今後の対策

- 障害者雇用促進セミナーの開催等による、法定雇用率未達成企業への雇用率達成指導の強化

- b 障害者の求職ニーズにあった求人開拓の実施
- c 企業の多様なニーズに対応した求職者情報の提供
- d トライアル雇用・ジョブコーチ等各種援助制度の活用による就職の促進
- e 障害者を対象とした就職面接会の積極的な実施
- f 県及び関係機関との連携を図り、障害者の職業的自立意欲の高揚と県民一般の理解を深める啓発活動の実施
- g 障害者自立支援法に基づく、福祉的就労から一般就労への促進

(エ) 卒業生進路先

- a 進学… 東亜大学、山口大学、山口東京理科大学、梅光学院大学、下関短期大学、山口芸術短期、福岡障害者職業能力開発校
- b 就職… 鴻池メディカル(株)、ホテル楊貴館、長府製作所(株)、アルギン、新栄塗研、(株)ジュンテンドー、(株)花の海、(株)東洋食品、藤田農園、コメダ珈琲、(株)南西水産、(株)瓦そばたかせ、(株)響、(株)みらいジャパン、(株)西日本ニチモウ株式会社、(株)NGKエレクトロデバイス株式会社、(株)メルシィ、(社)福 梨花の里、(株)ピーエスピー、九州航空(株)、山口県済生会豊浦病院、やまぐち県酪乳業(株)、スシロー、ウエスタまるき、(株)広栄、
- c 福祉の事務所…ワークハウス一歩社、グリーンファーム、法光苑、はまゆう園、ひえだファクトリー、江の浦福祉工房、なごみの里ワークセンター、ひびき工房、mimihanaカフェ、はーとあーす勝谷、煌、メルシィ、ドリームスクールはぎ、フェニックス、まんてんの星

5 産業現場等の実習及び進路観養成指導について（高等部）

(1) 実習の意義

高等部卒業後の進路はそれぞれ異なっています。生徒一人ひとりが卒業後、できる限り自立的に社会参加することが望まれます。卒業後の社会自立を支援するために、個々に対応した個別進路指導計画に沿って学習を進めています。実習は、職場実習、校内実習、進路観養成指導があり、それぞれの目的をもっています。

(2) 産業現場等の職場体験実習

ア 時期 高等部3学年は随時実習(開始は6月初旬)

前期 6月初旬から2週間(2年生)

後期 11月初旬から2週間(1、2年生)

イ 目的 実際の企業や福祉施設・作業所などでの生活や仕事などの体験を通して、自己の能力・適性を知り、職場でのきまりや生産の仕組み、社会人としての心構えや働くことの意義を学び、卒業後の社会生活に対する適応性を高めます。

ウ 内容 (ア)現場実習は学校の教育課程に基づいて行う授業です。

(イ)現場実習中は実習先・事業所の方針に従います。

(ウ)学校の教育計画に基づく現場実習のため、報酬等は受け取りません。

(エ)現場実習に必要な経費は実習生側の負担ですが、交通費は就学奨励費の支給対象となっています。

(オ)実習について保護者の方への協力を依頼します。実習には事前に生徒、保護者、本校職員で実習先に出向き、詳細について打合せを行い、必要に応じて巡回指導や問題点の把握や指導にあたります。通勤指導(基本的には自宅から)や実習先へのご挨拶につきましては、ご家庭からのご協力もしていただきますようお願いいたします。

市町村		実習先
山口市・宇部市・山陽小田市		マクドナルド小野田サンパーク店、リベルタス興産、セルプ岡の辻、ヘアーハーツ小野田店、ワイズヘアーウエスト店、アスライフ、夢のみずうみ村、(株)花の海、THK山口工場、マックスバリュ小郡南店、(株)富士商
下関市	旧市内	東武住販(株)、マックスバリュ東大和店、蓮、アルギン(株)、神生産業(株)、八起の家、遠山、東京第一ホテル、(株)日本セレモニー、村田実商店(株)、鴻池メディカル(株)、のあ保育園、もずくセンター(有)、ひえだファクトリー、ハローディ海峽ゆめタワー前店・綾羅木店、ハローディ綾羅木店、(株)中国電気サービス、マル幸商事(株)、下関植木(株)、なごみの里WS、エス・エス総合システム、(株)山口グリコ、(株)奥野寿久商店、味久、ユアサ建材、みらいジャパン、安岡病院、リピエ、アルク小月、トレーダー愛、はーとあーす勝谷、mimihanaカフェ、ラウンドワン下関、ワークステーションほっふ、下関園芸センター、(有)玉井工務店、ヒマラヤスポーツ長府店、煌、ドラッグストアもり、セービング、ペッツパーク新下関店、コスモス、ダイレックス、コメダ珈琲、テンシシステム、カスタネット、煌、グッデイ長府店、ナフコ川中店、ウェルビー下関シーモールセンター、ハッピーマーリン、スシロー新下関店、九州航空(株)、ゆめシティ、ゆめマート下関駅店、(株)山口日産自動車、マルハニチロ下関工場、(株)瑞穂糧穀、ドラッグストアコスモス、西日本ニチモウ株式会社
	豊浦町	丸和川棚サン・パル店、(株)シーサット、下関市役所豊浦総合支所、JA下関豊浦、金山堂書店、たかせ(株)、ナフコ川棚店(株)、(株)響、(株)川棚グランドホテル、下関市立豊浦図書館、法光苑、豊寿苑、ひびき苑、ひびき保育園、(有)ユーテック、真菰窯、ひびき工房、いずみ園、(有)共和石油川棚給油所、ビューティー・ナガシマ、(株)ジュンテンドー川棚店、(有)川棚自動車、さわた自動車、川棚乗馬クラブ、岩崎牧場、(株)タイヤ館、リフレッシュパーク豊浦、(株)南西水産、ロハス農園、下関市立豊浦病院、ウエスタまるき、(株)ピーエスピー、(株)響、(株)タクス
	豊北町	たまねぎハウス、丸和滝部店、おとめ農園、藤田農園、はまゆう園、豊北木工協業組合、ヨシノファーム、ホテル西長門リゾート、梨花の里、(有)フレッシュしおかぜの里、ジュンテンドー滝部店 (株)ヤマオカ、道の駅ほうほく
	菊川町	下関市立菊川図書館、きくがわ苑、道の駅きくがわ(御食事処よもやま)、ジュンテンドー菊川店、星のかくれんぼ、野の花工房、サンマート菊川、まんてんの星、やまぐち県酪乳業(株)
	豊田町	一の俣グランドホテル、豊田中央病院、クボタ製作所、下関市立豊田図書館、(株)ゆめマート豊田店
長門市・萩市		長門市友愛センター、ホテル楊貴館、へき楽園、深川養鶏農業協同組合、長門福祉作業センター、下関自動車販売長門店、長門総合病院、福永病院、ホームプラザナフコ長門店、さんみ苑、いとうハーネス、(社福)E・G・F、ドリームスクールはぎ、明屋書店長門店
美祢市		さつき園、ライブリーあそかの園、農事組合法人深土、伊佐中央保育園、ドラッグストア岩崎、NGKエレクトロデバイス株式会社

(3) 校内実習(職場・施設実習対象外の生徒)

ア 時期 1回目 6月初旬から全学年2週間。

2回目 11月初旬から2週間(職場・施設実習を行わない1、2年生)

イ 目的 (ア) 作業や実習を通して、働くことの意義を理解する。

(イ) 自己の能力や適性・課題を知る。

- (ウ) 集団の中で協力する大切さを学ぶ。
- (エ) 普段の生活とは違う時間の中で、新しい仕事や作業を覚える。
- (オ) いろいろな作業を体験する中で、働く力や生活力を身に付ける。
- (カ) 作業の過程で集中力や根気強さを
- (キ) 体調管理に努め、基本的生活習慣と生活リズムを確立する。
- (ク) 個々の課題に応じた社会的マナーを身に付ける。
- (ケ) 指示に従い、落ち着いて活動し、わからないことは質問する態度を身に付ける。
- (コ) 体験等を通じて、生活自立を考える。
- (サ) 精神的に安定した状態で、課題や作業に取り組む力を身に付ける。

ウ 内容:各学年での活動(例)

- 1年生・・・キャリアトレーニング、作業学習、人間関係形成・社会形成能力向上等
- 2年生・・・清掃作業、キャリアトレーニング、作業学習、課題対応能力向上等
- 3年生・・・環境整備、キャリアトレーニング等

(4) 進路観養成指導（職場・施設実習対象外の生徒及び進学を希望する生徒）

- ア 時期 実習期間
- イ 目的 進学希望者に対応し、特別編成で学習指導を行う。
- ウ 内容 受験する学校の入試日程・方法を考慮し、対応する。

ただし、実習期間(6月または11月)までに進路希望が確定し、受験に向けて準備が来ている2・3年の生徒についてのみ実施する。

6 障害福祉サービスを利用するためには（平成27年4月から）

(1) 障害者福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画の作成が必要です。

相談支援事業所では、障害者の就労支援とアセスメントを行います。

アセスメントでは、支援対象者について障害支援区分と自立支援の関係を面談や作業観察等実施し、サービス利用計画を作成します。

(2) 障害程度区分認定の流れ

- ア 「介護サービスを受けたい」・・・市へ申請
- イ 認定員を派遣・・・本人保護者と面接
 - 「状況調査表」・・・家族状況、障害の状況、受けているサービスの状況
 - 「認定調査表」・・・A項目（介護保険と同じ）、B項目（IADLと行動障害）
 - C項目（精神面、コミュニケーション、視覚）
 - 「特記事項」・・・判断の根拠
- ウ 「医師の診断書」（精神症状・能力障害二軸評価）
- エ 二次判定（市町審査会）「認定調査票」「特記事項」「医師の診断書」で審査する。
- オ 障害程度区分の認定

(3) 各支援機関の連携による支援の流れ

＜特別支援学校の卒業生がB型事業所の利用を経て一般就労に至った場合の例＞
各支援機関の連携による支援の流れは以下とおりです。

- ア 就労アセスメントの実施（就労移行支援事業所等が実施。）
- イ サービス等利用計画の作成（相談支援事業所が作成。）
- ウ 安定した就労と働く力の向上に向けた支援
 - B型事業所がサービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の安定就労にむ

けた生活面の支援及び就労能力の向上に向けた支援を実施。

エ モニタリングの実施と一般就労への移行に向けた支援

相談支援事業所が定期的にモニタリングを実施。利用者が一般就労を目指せる状態になっている場合、B型事業所や各支援機関が連携して一般就労への移行を支援。

オ 職場定着支援及び一般就労の継続が困難となった場合の対応

一般就労への移行後も必要に応じて各支援機関が職場定着支援を行う。

7 成年後見制度

(1) 成年後見制度の概要

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度です。

(2) 成年後見制度のしくみ

この制度では、事前の予防措置として自分で選んだ「任意後見」や、保護が必要になった後に家庭裁判所が選任する「法定後見」により、財産管理及び身上監護(お金の管理と身の周りの世話や生活の管理に関する契約)などの法律行為を援助します。

これらの後見人は、弁護士会や司法書士会、NPOなどです。

(3) 「任意後見」について

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が衰えたときに、どのような財産管理や身上監護をしてほしいのかを後見人となるべき人と契約しておくことができる制度です。選任された任意後見人は、家庭裁判所により選任された任意後見監督人により監督されます。

8 各種障害者手帳

(1) 療育手帳

療育手帳は、判定機関での判定により、障害程度が決定されます。一貫した助言を行うとともに各種の援護措置を受けやすくするため、手帳を交付し福祉の増進を図ることを目的として制度化されています。

手帳の表示は、**重度:[A]、軽度:[B]**の2区分となっています。

療育手帳の取得を希望する方は、次の所に「療育手帳交付申請書」を提出し、**児童相談所**または**知的障害者更生相談所**での判定のための面接を受ける必要があります。

〈再判定〉

障害程度確認のため、判定月日を決め再判定しますので、手帳により再判定月日を確認する必要があります。

障害程度の確認期間は、年齢、障害程度に応じて2年から10年程度の期間を定めています。

(2) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法による各種の援助を受けるためには、身体障害者手帳を所有する必要があります。この手帳は、目・耳・口・手足・心臓・腎臓・呼吸器などに一定以上の永続する障害のある者に対して、法の定める身体障害者であることの証票として交付されます。

この手帳を受けるには、「身体障害者手帳交付申請書」に診断書等を添えて、本人の居住地の市町役場を経由して、知事に提出することになっています。

手帳の表示は、法律に掲げられているとおり、障害の種類別に重い方から順に1級から6級まで区分されています。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、精神保健福祉法第5条に定義される精神疾患(てんかん、統合失調症、躁鬱病、外傷性気質疾患、アルコール・薬物等による依存症等)を有する者の内、精神障害のため長年にわたり日常生活や社会生活に制約がある者に対して、一定の障害があることを証明するものです。所有することにより運賃・通行料・施設利用に関する割引、医療費・税制の優遇等のさまざまな福祉サービス・援助が受けられるようになります。

この手帳を受けるには、「精神障害者保健福祉手帳交付申請書」に医師の診断書(障害年金受

給者は年金証書の写し等が必要)を添えて、窓口である**本人の居住地を管轄する保健所保健予防課**に提出・申請することになっています。

手帳の表示は、日常生活・社会生活の制約が大きい方から順に等級が1級から3級まで(障害者年金の等級に準拠)に区分されています。また、交付された手帳は「障害者手帳」と表記され、病名・病院名は掲載されません。有効期限は2年間で2年ごとの更新が必要となります。

3つの手帳について

手帳交付後、指定された**有効期限内に必ず更新・再判定**を受けてください。期限を過ぎれば効力を失います。また、居住地や氏名が変わった場合は**変更届**を、手帳を紛失・破損、障害程度に変更を生じた場合は**再交付**の申請を行う必要があります。もちろん、これらの手帳を他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。該当する障害であると認められれば、いずれの手帳も 2つ以上重複して所有することができます。

9 就職・地域生活について

進路選択にあたっては、「自分自身が将来に対する目的意識をしっかりと持ち、その上で自分に合った職業や社会参加を選択・決定すること」が最も大切なことです。しかしながら、最近の働く若者に対しては「勤勉さの不足」や「企業への帰属意識の低下」、あるいは「ささいなことでの離転職」というようなことが各方面から指摘されています。

これらのことは、「在学中に社会のしくみや職業のことを十分に知らなかった」、「自分自身の能力や適性を正確に把握しないまま就職した」といったことが大きく影響しています。だからこそ、学校を卒業するまでの3年間に、いろいろな職業について調べ、自分に合った職業を探すことや社会参加のスタイルを考えることが、とても大切なのです。

相談先ガイドブック等を活用して、個人に合った進路選択ができるよう支援します。

自動車免許取得について（山口総合交通センター 運転管理課適性検査係）

〒754-0002 山口市小郡町下郷3560-2 ☎083-973-2900 内線431

平成14年6月1日からの『道路交通法』改正に伴い、これまでの障害者に係る免許の欠格事由（免許が取得できない、受験資格もない）が廃止され、自動車の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断するようになりました。

10 終わりに

学校生活は「自分探しの旅」でもあるかもしれません。自分の将来に対する夢や希望、人生の目標を掲げる時期ともいえます。学校生活での勉強、ホームルーム活動、部活動、生徒会や委員会の活動のみならず、友人や家族、地域の方々との交わり等、様々な豊かな経験を積み重ね、人々との交流を通して「自分自身を知る」ことが大切です。周囲の人たちとの対話を大切にしながら、自分らしい未来を築いていきましょう。



この手引きは、高等部作業学習メンテナン
ス班により印刷・製本いたしました。